

狭あい道路補助金交付申請の手引き

1 対象

建築基準法第42条第2項の規定する道路に接した敷地での建築行為を行なう場合で、道路中心線から2mの部分（後退用地）又は、隅切り用地を寄付していただける場合。

2 補助金の額

補助対象項目	内 容	金 額	
助 成 金	水道メーター等移設	道路拡幅用地内の水道メーター等を敷地内へ移設する。 1箇所当たり 20,000円	
	撤去	道路拡幅用地内にある擁壁を撤去する。 (H=1.5m未満)	1メートル当たり 3,700円
		"	1メートル当たり 8,400円 (H=1.5m以上)
	新設	道路拡幅用地と敷地との境界線に沿って擁壁を新設する。 (H=1.5m未満)	1メートル当たり 17,000円
		"	1メートル当たり 32,000円 (H=1.5m以上)
	舗装	道路拡幅用地と道路との段差解消を目的とした舗装工事を行う。	1平方メートル当たり 1,600円
奨励金	隅切り用地	隅切り用地を市に寄付する。 1平方メートル当たり 固定資産税評価額の7/10を乗じて得た額	

備 考

- 1 助成金の額は、見積書に記載された金額に2分の1を乗じて得た額と上記金額により積算した額とを比較していずれか少ない額とする。
- 2 助成金の合計額は、1敷地当たり150万円を上限とする。
- 3 奨励金は、100万円を上限とする。
- 4 擁壁とは、狭あい道路と敷地の平均高低差が50センチメートル以上あるもので、土圧に耐え得るコンクリート造等の構造物をいう。

3 申請書に添付するもの

- ①案内図
- ②拡幅整備前後の状況のわかる敷地の配置図及び断面図（補助の対象となるものを色塗りする）
- ③擁壁の新設がある場合は擁壁の計画図（平面図、立面図、断面図）

- ④現況写真（補助の対象となるものがわかるもの）
- ⑤見積書の写し（助成金の場合）
- ⑥変更の内容のわかる書類（変更申請の場合）

4 実績報告に添付するもの

- ①工事写真（工事前、工事中、工事完了後の状況がわかる物）
- ②確定配置図及び断面図（補助の対象となるものを色塗りする。）
- ③擁壁の新設がある場合はよう壁の確定図（平面図、立面図、断面図）

5 注意事項

- ・工事完了後では補助金の交付は出来ませんので、必ず工事施工前に申請してください。
- ・宅地分譲目的の業者の場合は、狭あい事業を使つての補助は受けられません。
- ・建替え等の工事がなくても、狭あい事業を使つて補助の申請が出来ます。

申請の前にまちづくり指導課に相談してください！

問合せ、申請書提出先は 都市計画部まちづくり指導課

Tel934—4762 Fax933—1412 E-mail mati-sido@city.numazu.lg.jp